

総務文教常任委員会資料

平成26年11月17日

企 画 部

企画政策課：

□公共施設適正化の取組と適正化計画について P.1

□地域公共交通網形成計画等の策定について P.5

公共施設適正化の取組と適正化計画について

1 これまでの公共施設適正化の取組

(1) 平成 26 年度の取組

① 公共施設適正化計画の策定

平成 26 年度から 2 か年をかけて、公共施設適正化計画を策定することとし、本年度は将来の加東市の規模に見合った、そして将来の加東市のあるべき姿を念頭に『公共施設適正配置計画』の策定作業を進めている。

また、平成 27 年度には、本年 4 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設と共にインフラ施設（道路、橋りょうや上下水道施設）を含めた総合的かつ計画的な管理を推進するための『公共施設等総合管理計画』を策定することとし、これらをあわせて『公共施設適正化計画』とする。

② 公共施設適正化の必要性の説明

公共施設適正化の取組は、公共施設の利用の如何を問わず、市民すべてに係わる問題であることから必要性・重要性に関心を持っていただくための説明を行った。

- ・ 市政懇談会での説明
- ・ 広報かとうによる連載記事
- ・ ケーブルテレビでの特集番組の放映

(2) 平成 25 年度までの取組

- ① 市政懇談会での説明（平成 24 年度）
- ② 公共施設適正化検討委員会（内部 P T）による検討（平成 25 年度）
- ③ 利用者に対する市民アンケート（平成 25 年度）

2 公共施設適正化計画（適正配置計画）の策定について

(1) 加東市公共施設適正化計画策定委員会

施設所管部局や財政部局、建築関係の職員などによる内部 P Tである公共施設適正化計画策定委員会を設置し、策定に向けた作業を進めている。

(2) 公共施設適正配置計画の内容

昨年度検討した内容を基に施設個々の将来の方向性と 10 年を期間とする年次スケジュール、それに伴う概算事業費や財源などについても記載する。

計画策定にあたっての、基本的な方針

① 地域バランス重視からの転換

旧町の行政区域や学校区等、すべての地域にバランスよく配置するといった考え方ではなく、利用状況、維持管理経費、安全上の問題、借地の状況等を勘案し、行

政経営上設置効果の低い施設は統合、廃止の対象とする。ただし、防災備蓄倉庫のように提供するサービスの性格によっては、学校区等の小地域の範囲で必要な施設もある。

② 複合化・多機能化による施設総量の抑制

施設の多目的な利用等、既存施設の有効活用を視野に、施設の総量を抑制するとともに、新たな市民ニーズに応えるために必要となる施設の規模と機能を確保する。

③ サービス内容の充実と適正な受益者負担

存続する施設については、市民が利用しやすいものとするため、開館時間や開館日等について、柔軟に対応し、利用率の向上を図るとともに、サービス提供に伴う経費と利用者負担を比較し、適正な受益者負担を目指す。

④ 民間活力の活用

提供するサービスによっては、民間活力を導入することにより一層のサービス向上やコスト削減が図られるものがあると考えられるため、指定管理者制度など民間活力の積極的な導入を行う。

⑤ 転用施設の有効活用

現在の機能を廃止し、他用途へ転用する施設については、新たな用途に合わせて、減築やリノベーションなどを行い、より効率的な施設とするとともに既存施設の長寿命化を図る。

⑥ 安全・安心の視点による施設整備

近年、全国的に大規模かつ多様な災害の発生が懸念されることから、施設の統廃合や新設にあたっては、可能な限り避難所や防災備蓄機能など災害時の拠点施設としての機能を備えた施設として整備を進める。

⑦ 公共交通サービスの充実

公共施設の統廃合等が進んだ場合、市民の生活交通体系が大きく変化するため、施設間の距離や交通の利便性等を勘案し、公共施設の適正化とあわせて公共交通サービスの充実を推進する。

3 今後のスケジュール

① 議会両常任委員会で公共施設適正配置計画（素案）の内容を説明（12月初旬）

② 公共施設適正配置計画素案の概要を全戸配布（12月末）

③ パブリックコメント（1月初旬～2月初旬）

④ フォーラムの開催（1月下旬）

⑤ 素案に係る説明会を小学校区単位等において実施（1月初旬～2月初旬）

⑥ 議会両常任委員会で公共施設適正配置計画の内容を説明（3月初旬）

加東市公共施設マネジメント白書対象施設一覧

区分	通番	番号 (ID)	施設の名称	構造	設置年度	耐用 年数	残存年数 H26.3.31 時点	経過年数 H37.3.31 時点	残存年数 H37.3.31 時点	耐用年数 満了年 3月末	
市庁舎等	新	-	市役所 庁舎	RC造	H26 (2014)	50	50	11	39	2064	
	1	A101	市役所 社庁舎	RC造	S47 (1972)	50	8	53	-3	2022	
	2	A102	市役所 滝野庁舎	RC造	S59 (1984)	50	20	41	9	2034	
	3	A103	市役所 東条庁舎	S造	S45 (1970)	50	6	55	-5	2020	
	4	A201	加東ケーブルビジョン	RC造	H13 (2001)	38	25	24	14	2039	
	5	C101	加東市民病院	RC造	S51 (1976)	39	1	49	-10	2015	
学 校 施 設	6	D101	社幼稚園	S造	S60 (1985)	31	2	40	-9	2016	
	7	D102	福田幼稚園	S造	H4 (1992)	31	9	33	-2	2023	
	8	D201	社小学校	RC造	S52 (1977)	47	10	48	-1	2024	
	9	D202	福田小学校	RC造	S54 (1979)	47	12	46	1	2026	
	10	D203	米田小学校	RC造	S48 (1973)	47	6	52	-5	2020	
	11	D204	三草小学校	RC造	S59 (1984)	47	17	41	6	2031	
	12	D205	鴨川小学校	RC造	S61 (1986)	47	19	39	8	2033	
	13	D206	滝野東小学校	RC造	S43 (1968)	47	1	57	-10	2015	
	14	D207	滝野南小学校	RC造	S53 (1978)	47	11	47	0	2025	
	15	D208	東条東小学校	RC造	S60 (1985)	47	18	40	7	2032	
	16	D209	東条西小学校	RC造	S58 (1983)	47	16	42	5	2030	
	17	D301	社中学校	RC造	S53 (1978)	47	11	47	0	2025	
	18	D302	滝野中学校	RC造	S52 (1977)	47	10	48	-1	2024	
	19	D303	東条中学校	RC造	S39 (1964)	47	-3	61	-14	2011	
	生 涯 学 習 施 設	20	H101	やしろ国際学習塾	RC造	H3 (1991)	41	18	34	7	2032
		21	H102	滝野文化会館	RC造	S59 (1984)	41	11	41	0	2025
		22	H103	東条文化会館	RC造	H2 (1990)	41	17	35	6	2031
		23	H201	加古川流域滝野歴史民俗資料館	RC造	S55 (1980)	50	16	45	5	2030
		24	H202	明治館	木造	H5 (1993)	24	3	32	-8	2017
25		H203	三草藩武家屋敷旧尾崎家	木造	H5 (1993)	24	3	32	-8	2017	
26		I101	中央図書館	RC造	H5 (1993)	50	29	32	18	2043	
27		I102	図書・情報センター		H3 (1991)	41	18	34	7	2032	
28		I103	滝野図書館	RC造	H7 (1995)	50	31	30	20	2045	
29		I104	東条図書館		H2 (1990)	41	17	35	6	2031	
30		J101	社公民館(旧多目的研修館)	RC造	S58 (1983)	50	19	42	8	2033	
31		J102	滝野公民館	RC造	H18 (2006)	50	42	19	31	2056	
32		J103	東条公民館	RC造	S49 (1974)	50	10	51	-1	2024	
33		J201	社コミュニティセンター	RC造	S61 (1986)	50	22	39	11	2036	
34		J202	さんあいセンター	RC造	S62 (1987)	50	23	38	12	2037	
35		J203	コミュニティセンター東条会館	RC造	S59 (1984)	50	20	41	9	2034	
36		K101	社中央体育館	RC造	S57 (1982)	47	15	43	4	2029	
37		K102	社第一体育館	RC造	S62 (1987)	47	20	38	9	2034	
38		K103	社武道館	RC造	S63 (1988)	47	21	37	10	2035	
39		K104	滝野体育センター	RC造	H2 (1990)	47	23	35	12	2037	
40	K105	滝野総合公園体育館	RC造	H16 (2004)	47	37	21	26	2051		

加東市公共施設マネジメント白書対象施設一覧

区分	通番	番号 (ID)	施設の名称	構造	設置年度	耐用 年数	残存年数	経過年数	残存年数	耐用年数
							H26.3.31 時点	H37.3.31 時点	H37.3.31 時点	滿了年 3月末
生涯学習施設	41	K106	東条第一体育館	RC造	S53 (1978)	47	11	47	0	2025
	42	K107	東条第二体育館	RC造	S61 (1986)	47	19	39	8	2033
	43	K108	東条東体育館	RC造	S56 (1981)	47	14	44	3	2028
	44	K201	社第一グラウンド	—	S55 (1980)	—	—	45	—	—
	45	K202	社第二グラウンド	—	S55 (1980)	—	—	45	—	—
	46	K203	社第三グラウンド	—	S59 (1984)	—	—	41	—	—
	47	K204	グリーンヒル・スタジアム	—	H4 (1992)	—	—	33	—	—
	48	K205	滝野総合公園多目的グラウンド	—	H12 (2000)	—	—	25	—	—
	49	K206	東条グラウンド	—	S53 (1978)	—	—	47	—	—
	50	K207	東条野球場	—	H5 (1993)	—	—	32	—	—
	51	K208	東条健康の森スポーツ広場	—	H5 (1993)	—	—	32	—	—
	52	K301	東条健康の森	S造	S62 (1987)	31	4	38	-7	2018
	新	—	夕日ヶ丘公園パークゴルフ場	—	H26 (2014)	—	—	11	—	—
保健福祉施設	53	F101	社保育園	RC造	H11 (1999)	31	16	26	5	2030
	54	F102	米田保育園	RC造	H8 (1996)	31	13	29	2	2027
	55	F103	三草保育園	RC造	H15 (2003)	31	20	22	9	2034
	56	F104	鴨川保育園	S造	S61 (1986)	31	3	39	-8	2017
	57	F201	社児童館やしろこどものいえ	木造	H11 (1999)	22	7	26	-4	2021
	58	F202	滝野児童館	S造	H15 (2003)	31	20	22	9	2034
	59	G201	社福祉センター	RC造	H9 (1997)	50	33	28	22	2047
	60	G202	滝野福祉センターはびねす滝野	RC造	H5 (1993)	50	29	32	18	2043
	61	G203	東条福祉センターとどろき荘	RC造	H5 (1993)	31	10	32	-1	2024
	62	G301	ラポートやしろ	RC造	H8 (1996)	50	32	29	21	2046
産業振興、観光施設	63	G302	東条デイサービスセンター	RC造	H5 (1993)	50	29	32	18	2043
	64	G303	ケアホームかとう	RC造	H2 (1990)	39	15	35	4	2029
	65	L101	やしろ鴨川の郷	S造	H10 (1998)	31	15	27	4	2029
	66	L102	滝野交流保養館	RC造	H12 (2000)	31	17	25	6	2031
	67	L103	滝野産業展示館	S造	H17 (2005)	34	25	20	14	2039
	68	L104	アクア東条	S造	H1 (1989)	34	9	36	-2	2023
	69	L105	道の駅とうじょう	S造	H12 (2000)	34	20	25	9	2034

※「通番」の欄に『新』とあるのは、白書作成後に整備した施設を表します。

※「通番」の欄が赤の網掛けになっている施設は、全て又は一部が借地の施設です。

※黒の網掛けになっている施設は、既に取壊しや用途廃止などの方向性が決まっている施設を表します。

※「設置年度」欄の元号表示部分が黄色の網掛けになっている施設は、旧耐震基準により建設された施設を表します。

地域公共交通網形成計画等の策定について

1 加東市におけるこれまでの交通対策

- 合併協議において、「地域内の公共交通の不便な環境をどうするのか」という重要課題が提起された。
- 平成19年度に加東市地域公共交通会議を設置。地域の実情に即したコミュニティサービス実現の可能性について協議を行い、今後の取組方針を決定。
 - ・とどろき荘無料送迎バスの活用
 - ・福祉タクシー事業の利用者ニーズに合わせた見直し
 - ・自家用有償旅客運送事業（米田ふれあい線、きよみず線）の実施
 - ・路線バスの拡充

2 社会環境の変化

- 少子高齢社会を迎え、公共交通が果たす役割はますます大きくなり、まちづくりを踏まえた公共交通施策の実施が求められている。
- 国では、
 - ・「交通政策基本法」（平成25年12月4日公布・施行）制定
 - ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」改正。→ 人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上を目標に、地方公共団体が中心となって取り組み、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築を国が支援する制度へと移行。
⇒ ・加東市総合計画・主要施策「総合的な交通体系の確立」の将来あるべき姿
＝「路線バスなどの公共交通機関の利便性が向上するとともに、地域の実情やニーズに応じた交通移動手段が、地域ぐるみの主体的な取組により確保されています。」
 - ・実現するため、「地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通再編実施計画」を策定し、将来を見据えた地域公共交通施策の推進に取り組む（法律による支援が活用できる）。

■**地域公共交通網形成計画**・・・まちづくりとの連携と、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を図る計画。

■**地域公共交通再編実施計画**・・・地域公共交通網形成計画に基づき、面的な公共交通ネットワークの再構築の具体的内容（既存路線・ダイヤの見直し、新たなサービスの導入等）を記載する計画。

3 計画策定に当たって

(1) 組織体制

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の特例制度（バス路線の設定等に関する許認可の審査基準の緩和、バスの運賃・料金の規制緩和、地域公共交通網形成計画を達成するために行う事業の経費に充てるための地方債配慮など）を活用するとともに、より利用者

の意見を反映させるため、同法に基づく組織「加東市地域公共交通活性化協議会（仮称）」を新たに設置することとし、当該新設組織に「加東市地域公共交通会議」の機能を包含させ、「加東市地域公共交通会議」を廃止する。（新たに設置する協議会において、地域公共交通会議の事務も取り扱う）

※地域公共交通会議と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会の違い

項目	地域公共交通会議	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会
根拠法令	道路運送法（道路運送法施行規則第9条の3）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）
目的	○地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項の協議 ○市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項の協議	○地域公共交通網形成計画の作成及び変更の協議 ○地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整 ○地域公共交通網形成計画に定められた事業の実施
対象交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）	多様なモード（バス、タクシー、鉄道等）
補助金の受領	行えない（協議組織）	行える（協議＋実施組織）
メリット	○コミュニティバス、乗合タクシーの許認可等に関する特例（運賃を上限認可から届出に緩和、処理期間の短縮等）の適用を受けられることができる。	○計画実施への許認可手続きの簡略化等の特例措置を受けられることができる。
構成員	① 加東市 ② 一般旅客自動車運送事業者等 ③ 住民又は利用者 ④ 神戸運輸監理部兵庫陸運部 ⑤ 兵庫県 ⑥ 一般旅客自動車運送事業者の運転者団体 ⑦ 道路管理者 ⑧ 社警察署 ⑨ 学識経験者 ⑩ その他	① 市町村 ② 関係する公共交通事業者等 ③ 地域公共交通の利用者 ④ 道路管理者 ⑤ 公安委員会 ⑥ 学識経験者 ⑦ その他

○加東市地域公共交通活性化協議会（仮称）案

項目	加東市地域公共交通活性化協議会（仮称）
根拠法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条） 道路運送法（道路運送法施行規則第9条の3）
目的	○地域公共交通網形成計画の作成及び変更の協議 ○地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整 ○地域公共交通網形成計画に定められた事業の実施 ○地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項の協議 ○市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項の協議
対象交通モード	多様なモード（バス、タクシー、鉄道等）
補助金の受領	行える（協議＋実施組織）
メリット	○計画実施への許認可手続きの簡略化等の特例措置を受けることができる。 ○コミュニティバス、乗合タクシーの許認可等に関する特例（運賃を上限認可から届出に緩和、処理期間の短縮等）の適用を受けることができる。
構成員	① 市町村 ② 関係する公共交通事業者等 ③ 住民及び地域公共交通の利用者 ④ 神戸運輸監理部兵庫陸運部 ⑤ 兵庫県 ⑥ 一般旅客自動車運送事業者の運転者団体 ⑦ 道路管理者 ⑧ 公安委員会（社警察署） ⑨ 学識経験者 ⑩ その他

(2) 実施内容

地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定に当たっては、

- ① 地域住民や交通事業者等に対して必要かつ適切な調査等を実施し、現状認識と課題や利用者ニーズ等を把握・分析
- ② 平成26年度に市が策定する公共施設適正配置計画をはじめとした市のまちづくりとの連携

を踏まえ、生活交通に関する基本的な考え方にに基づき、本市にとって効果的な公共交通体系の再構築に向けた具体的な事業方針について進めていくこととする。

ア 平成26、27年度

○組織体制の整備

- ・「加東市地域公共交通活性化協議会（仮称）」規約等の制定
- ・加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の改正
- ・加東市地域公共交通会議設置要綱の廃止
- ・平成26年度予算の変更

○「地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通再編実施計画」の策定

○「地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通再編実施計画」を策定するための調査・検討

- ・公共交通実態の把握及び評価
- ・市民の交通行動調査 等

○費用：加東市地域公共交通活性化協議会（仮称）への負担金

平成26年度 … 報酬、費用弁償、需用費等

平成27年度 … 市民の交通行動調査費、報酬、費用弁償、印刷・製本費、需用費等

イ 平成28年度～

○上記計画に基づく「地域公共交通再編事業」の実施

■**地域公共交通再編事業**・・・地域公共交通再編実施計画に基づき、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施する事業。

コミュニティ交通サービス導入に関する提言書（抜粋）

（平成20年3月25日提出）

加東市地域公共交通会議

短期的な方針の決定 ※下図参照

- 短①: 合併により浮上した「生活交通」に対する喫緊の課題の方針決定
- 短②: 加東市内の実情を把握
- 短③: 公共交通サービス導入の費用対効果を検証
- 短④: 現時点での公共交通サービス導入の是非を検討

これまでの取組
↓

中期的な施策の検討

- 中①: 一過性の方針決定ではなく、継続した現状把握、認識と協議
 ※定期的、継続的に地域の需要実態や社会環境の動向を把握・検証
 ○路線バスの利用状況・赤字補助の推移・便数の動向
 ○自家用車および普通運転免許の保有状況の確認
 ○高齢者ドライバー人口と事故件数の動向
- 中②: 短期的な方針決定による取組の検証・評価
 ※短期的な決定に基づき市へ提案した取組内容の確認
 ※PDCA(計画→実行→検証→改善)による取組遂行の管理
 ※モニタリングやフォローアップの実施
 ○モニタリング=進捗状況のチェック
 ○フォローアップ=達成状況や結果を検証・分析し、指示や修正、アドバイスを行うこと
- 中③: 短期的方針で解決されなかった課題について継続して審議
- 中④: 他の自治体等で取組まれた新しい事例の検証
- 中⑤: 法令等の改正や新しい制度活用の研究
- 中⑥: 近い将来を予測し、段階的に持続可能なしくみづくりを検討し、市に提言

→推移・動向把握

→福祉タクシー事業拡充による成果の検証
 →とどろき荘バスの運行拡充による成果の検証
 →地域と共に取り組む自主運行バスの取組

長期的な構想の展望

- 長①: 社会問題として認識し、緩やかで無理のない取組を継続して提案
 ※高齢者ドライバーの増加や地球環境問題
- 長②: 子どもや孫にツケを廻さない社会のあり方を提言
- 長③: 公共交通に対する社会的意義を市民に発信し、意識づくりの醸成
- 長④: 公共交通の安定的な需要確保に向けた働きかけづくり

短期的な方針(決定事項)

- コミュニティバスなどのコミュニティ交通サービスは当面導入しない
- 現在市がすでに取り組んでいる移動サービスに関する施策を見直し、充実させる
- 既存交通資源サービスを見直し、充実させる
- 本当に生活交通手段を必要とする地域住民への対策に取り組む

→福祉タクシー事業の拡充
 →とどろき荘バスの運行拡充